

第1回
相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成16年4月30日（金）午後1時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

目 次

議 事

< 報告事項 >

報告第1号	相模原・津久井地域合併協議会規約について……………	1
報告第2号	相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について……………	4
報告第3号	相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程について……………	6
報告第4号	相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について……………	8
報告第5号	相模原・津久井地域合併協議会財務規程について……………	10
報告第6号	相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について……………	12
報告第7号	相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について……………	14
報告第8号	まちづくりの将来ビジョン検討委員会規程について……………	16
報告第9号	平成16年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について……………	18
報告第10号	平成16年度相模原・津久井地域合併協議会予算について……………	19

そ の 他

(1)	相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)について……………	20
(2)	第2回相模原・津久井地域合併協議会次第(案)について……………	27
(3)	今後の協議会開催日程(案)について……………	28

参考	相模原・津久井地域合併協議会組織体系図……………	29
----	--------------------------	----

報告第1号

相模原・津久井地域合併協議会規約について

平成16年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会規約について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会規約

(設置)

第1条 相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町(以下「関係市町」という。)は、市町村合併について協議を行うため、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併の是非を含めた関係市町の合併に関する協議
- (2) 関係市町が合併した場合におけるまちづくりの将来ビジョンの策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の合併協議について必要な事務

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は、相模原市の区域内に置く。

(組織)

第4条 協議会は、委員50人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長
- (2) 関係市町の議会の議長が推薦する議会の議員
- (3) 公募により選出された住民
- (4) 関係市町の長が協議して定めた次に掲げる者
 - ア 住民団体及び経済団体が推薦する者
 - イ 神奈川県職員

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長3人を置き、会長には相模原市長を、副会長には城山町長、津久井町長及び相模湖町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項について、あらかじめ副会長及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開を原則とする。

4 会議の運営に際しては、住民意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

5 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第9条 会長は、会議の運営上専門的見地からの意見を求める必要があると認めるときは、協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長の求めに応じ、会議に出席し、説明又は意見を言うことができる。

(委員会)

第10条 会長は、第2条に掲げる事務の一部について調査又は審議させるため、協議会に委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第11条 会長の指示する事項について協議又は調整をするため、協議会に関係市町の職員によって構成する幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、関係市町の長が指定した者をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第13条 協議会運営に要する費用は、関係市町の長が協議の上、関係市町が負担する。

(決算の監査)

第14条 協議会の出納の監査は、関係市町の長が協議して定めた者に会長が委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた者(以下「監事」という。)は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務について必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の場合において、財産処分を必要とするときは、関係市町の協議により行うものとする。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

報告第2号

相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について

平成16年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の幹事会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項について協議又は調整をする。

- (1) 協議会の会議に提案すべき事項
- (2) その他協議会の運営について必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事4人をもって組織する。

- 2 幹事は、協議会を構成する市町の助役(2人以上の助役を置く市町にあっては、当該市町の長が指名する助役)をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。

- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。
- 3 幹事長は、幹事会を主宰し、幹事会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、幹事長が必要に応じて開催する。

- 2 幹事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係市町の職員その他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 規約第2条第1号及び第3号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整をするため、幹事会に関係市町の職員によって構成する専門部会を置く。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が指定した幹事が開催する。

報告第3号

相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程について

平成16年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程(以下「幹事会規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 専門部会の委員は、別表に掲げる専門部会ごとに、協議会を構成する市町の所管部署の部長、事務局長又は課長をもって充てる。ただし、特別な事情がある場合は、当該所管部署の相当職の職員その他の職員をもって充てることができる。

(部会長及び副部会長)

第3条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

3 部会長は、専門部会を主宰し、専門部会の会議(以下「会議」という。)の議長になる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、部会長が必要に応じて開催する。

2 部会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する専門部会の部会長と協議の上、合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第5条 部会長は、必要に応じ、専門部会に分科会を置くことができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 各専門部会の庶務は、部会長の属する市町において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、幹事会の幹事長が指定した部会員が開催する。

別表(第2条関係)

専 門 部 会
企画部会
総務部会
財務部会
保健福祉部会
保健所部会
市民部会
経済部会
環境保全部会
環境事業部会
都市部会
建築部会
土木部会
管理部会
学校教育部会
生涯学習部会
議会部会
選挙管理委員会部会
監査委員部会
農業委員会部会
消防部会
会計部会

報告第4号

相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について

平成16年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会事務局規程について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会及び委員会の会議に関する事
- (2) 協議会の広聴及び広報に関する事
- (3) 協議会の幹事会及び専門部会に関する事
- (4) 協議会の庶務に関する事
- (5) その他協議会の運営について必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長2人その他必要な職員を置く。

2 事務局長には、相模原市企画部広域行政担当部長の職にある者をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局長があらかじめ指定した事務局次長がその職務を代理する。

3 前2項に掲げる職員以外の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(会長の決裁事項)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付すべき事項に関する事
- (2) 協議会の予算及び決算の調製に関する事
- (3) 規程等の制定改廃に関する事
- (4) その他協議会の運営に係る重要事項に関する事

(専決事項)

第6条 事務の専決については、相模原市事務専決規程(昭和61年相模原市訓令第2号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「市長」とあるのは「会長」と、「助役」、「部長」又は「次長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と読み替えるものとする。

(公印)

第7条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途、管理者及び個数は、別表のとおりとする。

(職員の勤務条件等)

第8条 職員の勤務条件及び服務については、それぞれの職員が属する市町の例によるものとする。ただし、職員の勤務時間については、相模原市の例による。

(職員の給与等)

第9条 職員の給与については、それぞれの職員が属する市町の負担とする。

2 職員の旅費については、相模原市の一般職の職員の例により算出し、協議会が支給する。


(事務の処理方法)

第10条 この規程に定めるもの及び別に定めのあるもののほか、事務局の事務の処理方法については、相模原市の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

名 称	相模原・津久井地域合併協議会会長之印
ひ な 形	
寸 法	方21ミリメートル
書 体	てん書
用 途	会長名をもってする文書用
管 理 者	事務局長が指定する事務局次長
個 数	1

報告第5号

相模原・津久井地域合併協議会財務規程について

平成16年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会財務規程について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の財務について必要な事項を定める。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の歳入歳出予算(以下「予算」という。)は、協議会を構成する市町の負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の執行に要する経費(協議会事務局の職員の給与等協議会が負担しないものを除く。)をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り承認を得なければならない。

(予算の款及び項の区分)

第3条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の款及び項の区分を定めることができる。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る既定の予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会に諮り承認を得なければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する金融機関に預けて保管するものとする。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員を命ずる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算)

第7条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に決算を調製し、規約第14条第1項に規定する監事の監査を受け、協議会の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により、協議会の認定を受けたときは、当該決算書の写しを関係市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 予算に係る収入及び支出の手続は、相模原市の例によるものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる帳簿等を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算経理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要があると認める書類

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条第3項の規定にかかわらず、協議会の置かれた年度の予算の承認については、当該年度の最初に開催される協議会において承認を得るものとする。

別表第1(第3条関係)

款	項
1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 諸収入

別表第2(第3条関係)

款	項
1 事業費	1 事業推進費
2 総務費	1 事務局費
3 予備費	1 予備費

報告第6号

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について

平成16年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約第8条第5項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営について必要な事項を定める。

(議長等の責務)

第2条 会議の議長(以下「議長」という。)は、迅速かつ能率的な会議運営に努めなければならない。

2 協議会の委員(副会長を含む。以下同じ。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

(議事の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が一致しない場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決するものとする。

2 前項ただし書の規定による表決を行った場合は、その旨を会議録に記載しなければならない。

3 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(関係者の出席)

第5条 協議会の会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、会議の一部又は全部を傍聴させないことができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、議長が別に定める。

(規律)

第7条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしては

ならない。

- 2 前項の規定に違反する者がいるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要があると認めた事項

2 会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、議長が指名する2人の委員の署名をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された資料は、公開を原則とする。

2 前項の公開は、閲覧、写しの交付その他議長の定める方法により行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

報告第7号

相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について

平成16年4月1日施行の相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(定員)

第3条 一般席の定員は、50人とする。ただし、会場の都合により、定員を増減することができる。

(傍聴の手続)

第4条 一般席において、会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が傍聴席数を超えるときは、抽選で受付を行う。

(会場に入場することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) ラジオ、拡声器、録音機、ビデオカメラ、写真機の類を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他協議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

(会議非公開時の傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて協議会事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が第6条の規定に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

報告第8号

まちづくりの将来ビジョン検討委員会規程について

平成16年4月1日施行まちづくりの将来ビジョン検討委員会規程について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

まちづくりの将来ビジョン検討委員会規程

(設置)

第1条 相模原・津久井地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第1項に基づき、相模原・津久井地域合併協議会(以下「協議会」という。)の事務のうち、規約第2条第2号に規定する事務について、調査又は審議するため、まちづくりの将来ビジョン検討委員会(以下「委員会」という。)を協議会に置く。

(委員)

第2条 委員会は、委員32人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから協議会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募により選出された住民

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項について、あらかじめ副委員長及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 前各項に掲げるもののほか、会議の運営については、相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程の例による。

(報告)

第5条 委員長は、委員会における調査又は審議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員長に調査又は審議の経過の報告を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

報告第9号

平成16年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について

平成16年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

平成16年度相模原・津久井地域合併協議会事業計画

1 会議の開催

- (1) 相模原・津久井地域合併協議会、同幹事会、同専門部会の開催
- (2) 検討委員会の開催

2 合併に関する事項の協議・調整

- (1) 1市3町の行政制度・事務事業の調査及び調整
- (2) まちづくりの将来ビジョンの策定

3 住民への広報・広聴活動

- (1) 相模原・津久井地域合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集
- (2) シンポジウム等の開催

4 その他合併に関する調査研究

報告第10号

平成16年度相模原・津久井地域合併協議会予算について

平成16年度相模原・津久井地域合併協議会予算について、次のとおり報告する。

平成16年4月30日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

平成16年度相模原・津久井地域合併協議会予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

別表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 負担金	1 負担金	90,000
歳入	合計	90,000

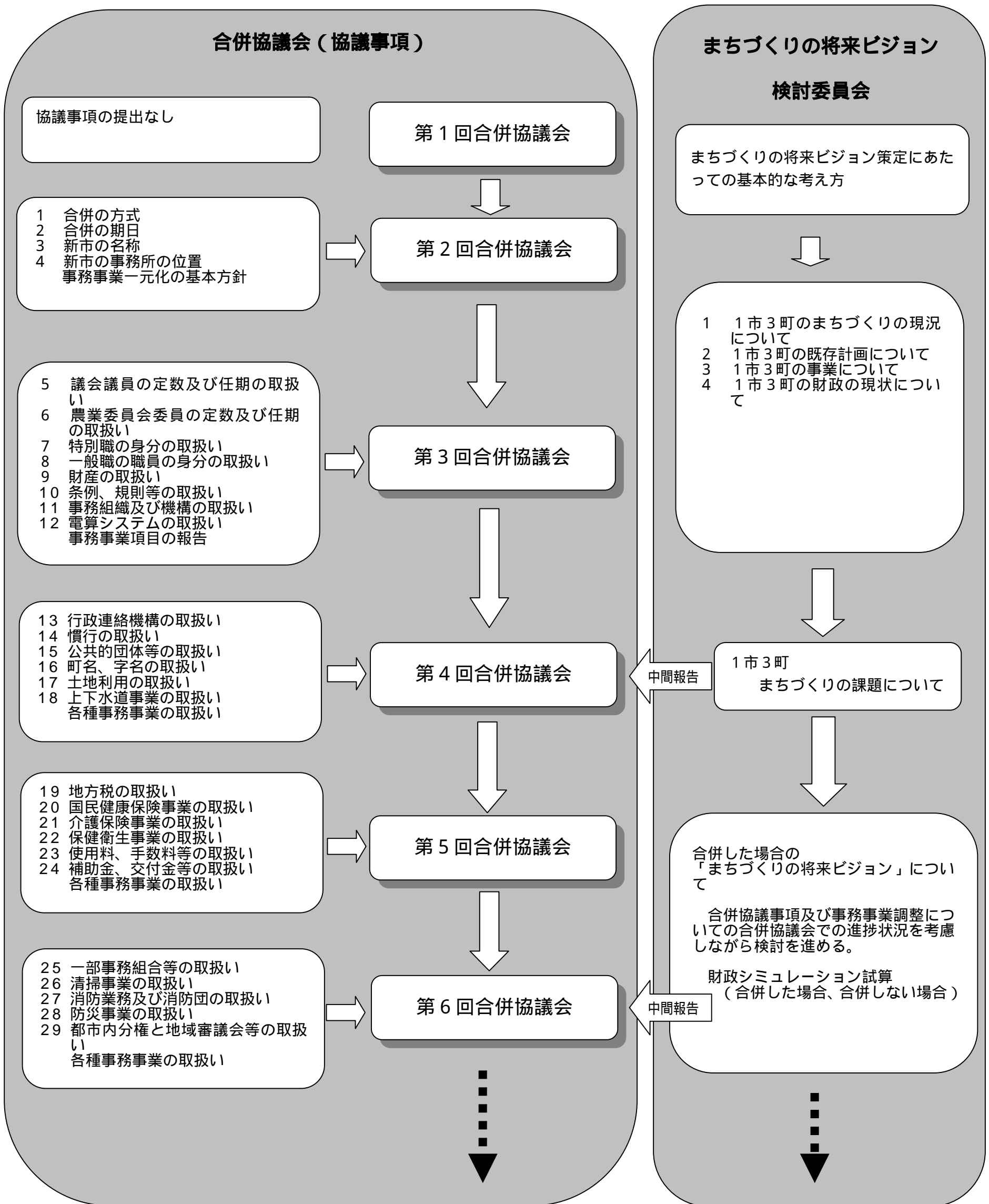
歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		81,178
	1 事業推進費	81,178
2 総務費		8,258
	1 事務局費	8,258
3 予備費		564
	1 予備費	564
歳出	合計	90,000

その他

(1) 相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)について

相模原・津久井地域合併協議会協議スケジュール(案)



協議事項は、そのまま合併協定項目に移行することを想定しているが、協議の過程で適宜追加等を行うものとする。
協議会において、協議事項の協議が整わなかった場合には、継続協議として次回会議に改めて諮るものとする。
各種事務事業の取扱いは、専門部会の調整状況を見ながら、随時幹事会、協議会に諮るものとする。

相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について（案）

協議事項	内 容
1 合併の方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新設合併」又は「編入合併」のどちらの形態とするか協議する。 ・ 合併の方式により、新市の名称、首長、議会議員、農業委員会委員、条例規則等の取扱いが異なる。
2 合併の期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例法の適用期限を視野に入れたうえで決定する必要がある。 ・ 合併の効力は、総務大臣の告示により発生する。 ・ 合併特例法の改正が今通常国会中に予定されている。
3 新市の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の方式によりその取扱いが異なる。新設合併の場合は、すべての市町村が廃されるため、新しい名称を決定しなければならない。
4 新市の事務所の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併の場合には新たに事務所の位置を決定しなければならない。 ・ 新市の事務所の位置を決定するにあたっては、地方自治法第4条第2項に基づき、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
5 議会議員の定数及び任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例法により、合併後の一定期間に限り、議会議員の定数や在任に関する特例措置が認められているため、この措置を適用するか否かについて協議する。 ・ 特例措置の内容は、合併の方式により異なる。
6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例法により、合併関係市町村（市町村の合併により区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村）の農業委員会の選挙による委員の数及び任期については、特例措置が認められているため、この措置を適用するか否かについて協議する。 ・ 農業委員会等に関する法律により、市町村面積が24,000ha以上、又は農地面積が7,000ha以上のいずれかの要件を満たしたときは、市町村の区域を分けて、2以上の農業委員会を置くことができ、この場合における市町村合併の場合の農業委員会の存続並びに委員及び職員の身分については特例措置が認められているため、この措置を適用するか否かについて協議する。 ・ 特例措置は、合併の方式により異なる。

7 特別職の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併をする市町村又は編入合併で編入される市町村においては、首長、助役、収入役、各種審議会委員等の特別職の委員は失職するが、合併に関与した市町村の特別職の職員が失職することにより合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、新市町村において当分の間、参与、顧問等の特別職として位置付ける事例があるため、これら特別職の職員をどのように処遇するのかを協議する。
8 一般職の職員の身分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併特例法により、合併関係市町村は、その協議により、合併の際、現にその職にある一般職の職員が引き続き新市町村の職員としてその身分を保有するように措置しなければならないと定められているため、合併関係市町村の一般職の職員を新市の職員として引き継ぐ旨の協議を行う。
9 財産の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町が保有している財産（公有財産、物品及び債権並びに基金）の取扱いを協議する。
10 条例、規則等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併の場合においては、関係市町の条例、規則等は全て失効し、新市の条例、規則等が施行されることになる。 ・ 新市の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則等を新市の条例、規則等として当該地域に引き続き施行することができるほか、必要に応じて、首長の職務執行者が専決処分によって条例を制定することもできるため、新市の発足の日に事務処理に不都合のないようにしておく必要がある。 ・ 編入合併の場合、編入される市町村の条例、規則等は失効し、編入する市町村の条例、規則等が施行されることになる。なお、編入する市町村は、協議によって定めた各種特例のうち、条例で定める必要のあるものの処理、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例、規則等の整備を行う必要がある。
11 事務組織及び機構の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて、組織や機構を新たに設置する必要がある。 ・ 編入合併の場合は、編入する市町村の組織や機構が編入される市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改正を行い、円滑に事務引継ぎができるように措置する必要がある。 ・ 本庁組織のほか、出先機関、附属機関等の取扱いについても協議する。

<p>1 2 電算システムの取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の電算システムの統合、新システムの構築等について協議を行う。 ・ 電算機器等をリース契約で使用している場合は、契約時期は関係市町村でまちまちであることから、解約時期によってはキャンセル料を支払わなければならないことがあり、各市町村でも予算措置をしなければならないため、この調整も行う必要がある。
<p>1 3 行政連絡機構の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会、自治会等住民自治組織への広報紙の配布委託等、行政連絡事務の機構の取扱いについて協議する。
<p>1 4 慣行の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市章 ・ 市の花、木、鳥、歌等 ・ 市の憲章、宣言 ・ 市の行事 ・ 名誉市民及び市政功労者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いものがあるため、地域の特性や住民生活に十分配慮しながら、その取扱いについて協議する。
<p>1 5 公共的団体等の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共的団体等とは、地方自治法第157条の公共的団体等と同義で、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営む全ての団体を含み、法人格を持つかどうかは問わない。 ・ 合併特例法では、合併関係市町の区域内の公共的団体等は、市町村合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとしている。 ・ できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう検討し、公共的団体等の理解を求める必要がある。
<p>1 6 町名・字名の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町名、字名の取扱いについて協議する。 ・ 合併の際に、町、字の名称を変更しようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。
<p>1 7 土地利用の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併後の新市における一体性の確保に資するため、都市計画区域の統合及び線引きの実施など、土地利用の取扱いについて協議する。
<p>1 8 上下水道事業の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料、加入金、分担金、助成制度、給水（処理）区域、事業会計、基金、基盤整備、維持補修等の調整について協議する。

1 9 地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税制法上、市町村が課することのできる税のうち、税率が法で定められ、変更の余地のない税率により全ての市町村が課している税目以外に、関係市町村間で税率が異なる場合や課税する税目が異なる場合がある。合併特例法により、合併年度と引き続く5年間は、地域の実情に併せた不均一課税や課税免除が認められるため、その取扱いについて協議する。 ・ 不均一課税及び課税免除を行う場合は、税条例改正等の手続きを行う必要がある。 ・ 合併関係市町において、すでに、不均一課税及び課税免除が行われていた場合、その取扱いについても協議する必要がある。
2 0 国民健康保険事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業は、市町村が保険者になり運営しているが、賦課方式（税方式か保険料か）、保険料（税）率、納期、給付内容等が各市町村によって異なり、一元化を図る必要があるため、その取扱いについて協議する。 ・ 一元化を図る場合、住民の負担と給付内容について、新市の住民間で不均衡が生じないように、かつ急激な負担の変化がないように、その経理内容の実情把握を行い、制度の効率化と円滑な統一に向けて十分な調整が必要である。 ・ 保険料（税）の不均一賦課についても協議する必要がある。
2 1 介護保険事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料や納期、給付、提供サービス内容等が各市町によって異なり、一元化を図る必要があるため、その取扱いについて協議する。 ・ 保険料の不均一賦課についても協議する必要がある。
2 2 保健衛生事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種保健事業、予防対策事業、救急医療、保健所業務等の実施内容、実施体制等について協議する。
2 3 使用料、手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町の各種行政サービスや使用料等の調整について協議する。これらは、住民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、急激な変化を生じさせないように十分に留意しながら、他の使用料とのバランスや合併後の健全経営の観点から総合的に調整する必要がある。
2 4 補助金、交付金等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の経緯や実情等に配慮しつつ、新市における必要性や効果、財政状況等の観点から内容を検討し、調整を図る。

<p>2 5 一部事務組合等の取扱い</p> <p>(1) 一部事務組合</p> <p>(2) 公社、事業団等</p> <p>(3) 第三セクター</p> <p>(4) その他協議会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併に伴い、市町村の法人格が消滅するため、一部事務組合により広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議のうえ、その取扱いを決めておく必要がある。 ・ 新設合併の場合又は一部事務組合を構成する市町村が編入される場合は、一部事務組合の脱退の手続きが必要になる。この場合、引き続き元の一部事務組合で事務を処理する場合には、改めて新市の加入の手続きが必要になる。なお、引き続き一部事務組合で事務を処理する場合には、当該事務処理をどの範囲で行うかについて関係市町村間の協議が必要である。場合によっては、従前の構成市町村のみの区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられる。 ・ 合併関係市町村が一部事務組合の構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなり、当該一部事務組合が有する財産等は、通常新市町村にそのまま引き継がれることになる。 ・ 一部事務組合の構成市町村の増減、規約の変更等には県知事の許可を要するとともに、これらに係る構成市町村の協議には、当該構成市町村の議会の議決を要する。 ・ 関係市町村において、同種の公社、事業団、第三セクター等がある場合、その統合整備について協議する。 ・ 地方自治法による協議会については、一部事務組合と同様の取扱いとなる。
<p>2 6 清掃事業の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみやし尿の収集と処理等について、制度の調整や統一について協議する。
<p>2 7 消防業務及び消防団の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、救急業務の一体性を速やかに確立するため、その取扱いについて協議する。 ・ 消防団の組織構成、待遇等は各市町において異なるため、その取扱いについても協議する。
<p>2 8 防災事業の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策、防災計画等の取扱いについて協議する。 ・ 災害時における指揮命令系統に支障が生じないように早期に調整しておく必要がある。 ・ 防災計画は、新市において速やかに策定する必要がある。 ・ 防災無線の統合も協議しておく必要がある。

<p>2 9 都市内分権と地域審議会等の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町の歴史、文化、生活様式など各地域の伝統や特性を尊重し、個性豊かな地域が共存する都市内分権の具体的な方法等について協議する。 ・ 新市の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について新市の長に意見を述べるため旧市町村単位で置くことができる地域審議会の設置の可否及び内容について協議する。
<p>3 0 各種事務事業の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性政策事業 ・ 姉妹都市、国際交流事業 ・ 広報広聴関係事業 ・ 納税関係事業 ・ 交通関係事業 ・ 窓口業務 ・ 障害者福祉事業 ・ 高齢者福祉事業 ・ 児童福祉事業 ・ 保育事業 ・ 生活保護事業 ・ 健康づくり事業 ・ 環境対策事業 ・ 農林水産関係事業 ・ 商工観光関係事業 ・ 勤労者・消費者関係事業 ・ 建設関係事業 ・ 市町立小中学校の通学区域 ・ 学校教育事業 ・ 文化振興事業 ・ コミュニティ施策 ・ 社会教育事業 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育、福祉、産業、建設などあらゆる分野の行政サービスや住民負担、独自の事務事業、制度等の取扱いについて協議する。
<p>3 1 まちづくりの将来ビジョン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併した場合に考えられる「まちづくりの基本理念」や「まちづくりの施策」についての基本方向に関する検討を行い、将来ビジョンを作成する。

「各種事務事業の取扱い」は、事務事業一元化作業の進捗に応じ、協議会へ随時提案するものとする。

(2) 第 2 回相模原・津久井地域合併協議会次第 (案) について

第 2 回 相模原・津久井地域合併協議会次第

日時：平成 1 6 年 5 月 3 0 日 (日) 午後 2 時から

場所：城山町立公民館大会議室 (町民センター 2 階)

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

< 協議事項 >

協議第 1 号 相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について

協議第 2 号 合併の方式について

協議第 3 号 合併の期日について

協議第 4 号 新市の名称について

協議第 5 号 新市の事務所の位置について

協議第 6 号 事務事業一元化の基本方針について

4 その他

(1) 第 3 回相模原・津久井地域合併協議会次第 (案) について

(2) 今後の協議会開催日程について

5 閉 会

(3) 今後の協議会開催日程(案)について

1 次回以降の会議日程

第2回 日時：平成16年5月30日(日)午後2時から
場所：城山町立公民館大会議室(町民センター2階)

第3回 日時：平成16年7月8日(木)午後2時から
場所：けやき会館5階大樹の間

2 会議の開催

相模原・津久井地域合併協議会の会議は、原則として毎月1回程度開催する予定とします。

ただし、会議の開催予定は、協議会会長と副会長の協議により変更する場合があります。

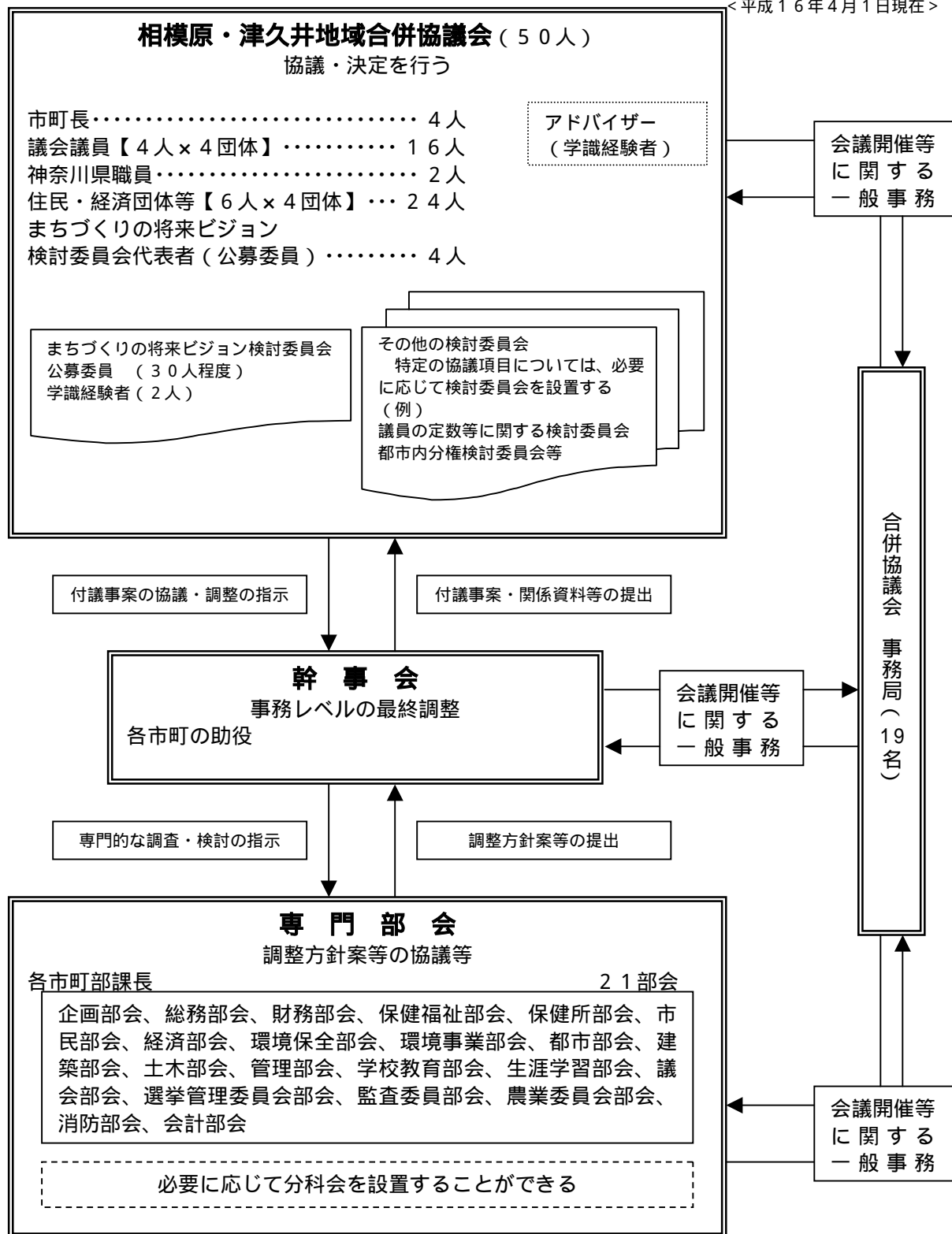
会場は、原則として相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町を持ち回りとします。

3 会議資料の配付

会議資料は、概ね5日前程度を目安に協議会委員、委員会委員及び関係市町等へ事前に配付します。

相模原・津久井地域合併協議会組織体系図

<平成16年4月1日現在>



<相模原・津久井地域合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見 6-6-23 けやき会館 3階

TEL (042)769-8206 FAX (042)753-8011

E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

URL <http://www.st-gappei.jp>